

第3期大洗町特定健康診査等実施計画

《平成30年度～平成35年度》
(2018年度) (2023年度)

平成30年3月

茨城県大洗町

目 次

序章 計画策定にあたって	1
1. 第3期特定健康診査等実施計画策定の背景.....	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間.....	1
第1章 大洗町の現状	2
1. 大洗町の概要	2
2. 保険給付費の推移.....	5
3. 後期高齢者 一人当たりの医療費	5
第2章 特定健康診査の状況.....	6
1. 受診率の推移	6
2. 健診体制や健診項目内容.....	8
3. 集団健診・医療機関健診受診者数の推移	9
第3章 特定保健指導の状況.....	10
1. 特定保健指導の実施率	10
2. 保健指導体制・プログラム内容	11
第4章 特定健康診査・特定保健指導の実施.....	12
1. 特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方	12
2. 達成目標	12
3. 特定健康診査等の対象者数（推計）	12
4. 特定健康診査の実施方法.....	13
5. 特定保健指導の実施方法.....	14
第5章 その他	16
1. 個人情報の保護対策について	16
2. 特定健康診査等のデータの保管方法、代行機関について.....	16
3. 特定健康診査等実施計画の公表・周知方法.....	17
4. 実施計画の評価及び見直し	17
5. その他	17

序章 計画策定にあたって

1. 第3期特定健康診査等実施計画策定の背景

国は、高齢化の急速な進展と生活習慣病の増加に伴い、死亡要因でも生活習慣病が6割を占め、医療費に占める割合も国民医療費の3分の1になっており、生活習慣病対策を課題としています。若い時からの不適切な食生活や運動不足などの不健康な生活習慣がやがて糖尿病、高血圧、脂質異常、肥満などの発症を招き、通院、投薬が始まってでも生活習慣の改善がないと、虚血性心疾患や脳血管疾患の発症に至る過程をたどることになります。

糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化は、その過程で内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）が関与していることから、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ適度な運動やバランスの取れた食事の定着などの生活習慣の改善を行うことにより、発症リスクの低減を図ることが可能となります。

また、生活習慣病は健診による早期発見や適切な治療及び生活習慣を改善することにより重症化を防ぐことが可能です。疾病が重症化し、生活の質が低下する前に、対策を講じることが必要です。

そこで、大洗町（以下「本町」とする。）は、目標を定め、計画に基づき事業を実施するために、大洗町国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画（以下「本計画」とする。）を策定します。

本町では、平成25年度を初年度として5年を一期とする第2期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査・特定保健指導の実施に取り組んできました。

特定健康診査等第2期実施計画（以下「第2期実施計画」とする。）が平成29年度で終了することから、第2期実施計画の実施結果を踏まえ計画の見直しを行い、本計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画の策定は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条の規定により、市町村の義務とされており、保健事業の中核をなす特定健康診査及び特定保健指導の具体的な実施方法を定めるものです。

健康増進法第9条に規定する指針等と調和を保つとともに、「大洗町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など諸計画と整合性・調和をはかるものとします。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、茨城県の医療費適正化計画や保健医療計画との整合性を図る観点から、本計画も平成30年度から平成35年度の6年間とします。

なお、本町における他計画とも連携し、大洗町国民健康保険保健事業実施計画第2期データヘルス計画（以下「第2期データヘルス計画」とする。）一体として作成します。

第 1 章 大洗町の現状

1. 大洗町の概要

人口（人）	17,203 人
世帯数	7,549 世帯
高齢化率（65 歳以上）（％）	31.2％
国保被保険者数（人）	5,232 人
国保加入率（％）	30.4％

少子高齢化傾向が進展し、高齢化率は 31.2％と高くなっています。

国保加入率は、全体で 30.4％ですが、被用者保険からの転入の影響で 65 歳～69 歳では、71％となっています。（表 1）

人口、国保被保険者数、国保加入率の推移では、人口減の上、被用者保険への転出増のため、国保被保険者数、国保加入率は、減少傾向にあります。（図 4）

表 1 年代別性別国保加入者数及び加入率（平成 30 年 1 月現在）

年 齢	男			女			合 計		
	国保加入者数	人口	加入率	国保加入者数	人口	加入率	国保加入者数	人口	加入率
0～4歳	55	229	24.0%	59	228	25.9%	114	457	24.9%
5～9歳	56	308	18.2%	60	285	21.1%	116	593	19.6%
10～14歳	85	385	22.1%	76	340	22.4%	161	725	22.2%
15～19歳	79	406	19.5%	99	413	24.0%	178	819	21.7%
20～24歳	117	425	27.5%	87	375	23.2%	204	800	25.5%
25～29歳	103	431	23.9%	69	330	20.9%	172	761	22.6%
30～34歳	98	433	22.6%	86	385	22.3%	184	818	22.5%
35～39歳	153	512	29.9%	102	440	23.2%	255	952	26.8%
40～44歳	146	592	24.7%	133	556	23.9%	279	1148	24.3%
45～49歳	174	605	28.8%	130	529	24.6%	304	1134	26.8%
50～54歳	183	595	30.8%	149	556	26.8%	332	1151	28.8%
55～59歳	216	602	35.9%	174	562	31.0%	390	1164	33.5%
60～64歳	294	674	43.6%	319	626	51.0%	613	1300	47.2%
65～69歳	523	755	69.3%	549	752	73.0%	1072	1507	71.1%
70～74歳	413	526	78.5%	443	583	76.0%	856	1109	77.2%
75歳以上	2	1031	0.2%	0	1734	0.0%	2	2765	0.1%
計	2697	8509	31.7%	2535	8694	29.2%	5232	17203	30.4%

図1 年代別国保加入者数・人口（男性）（平成30年1月現在）

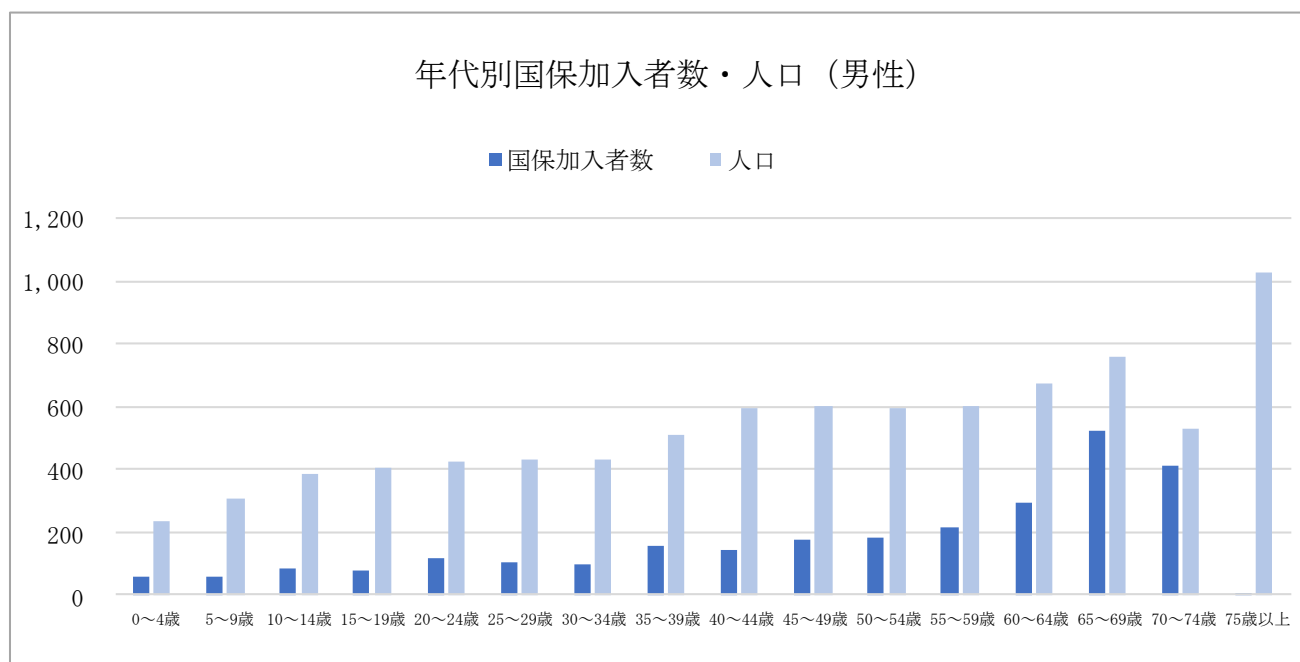


図2 年代別国保加入者数・人口（女性）（平成30年1月現在）

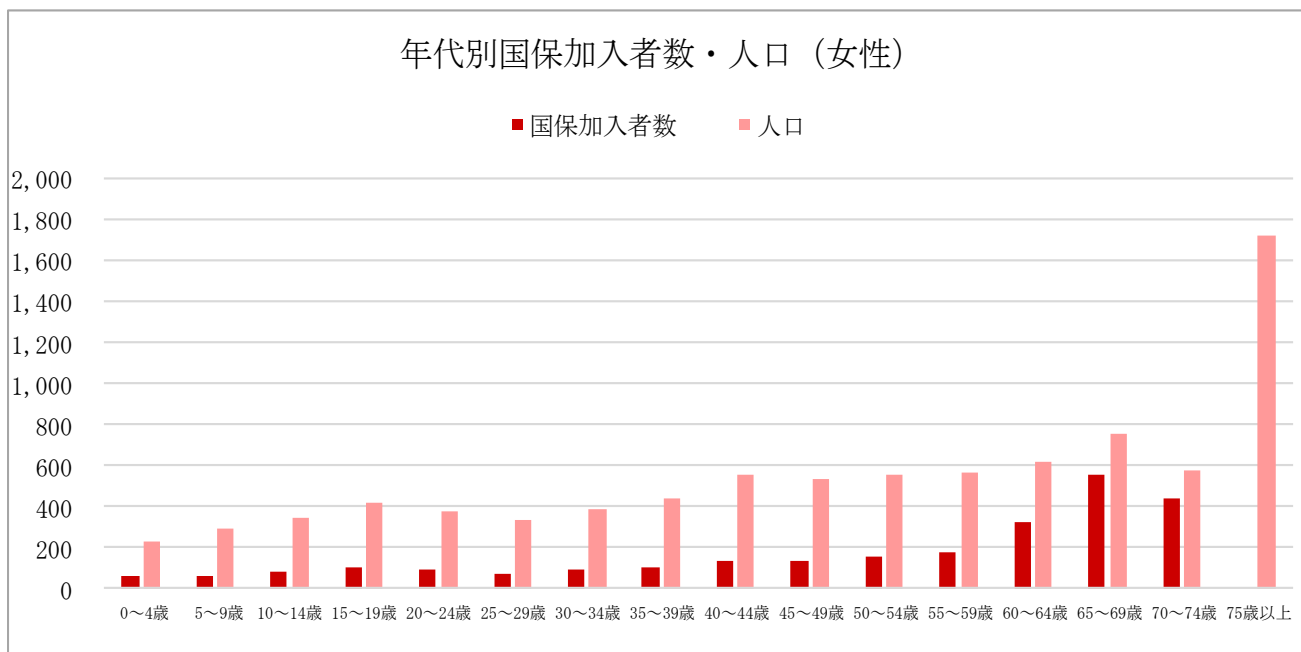


図3 大洗町の人口ピラミッド

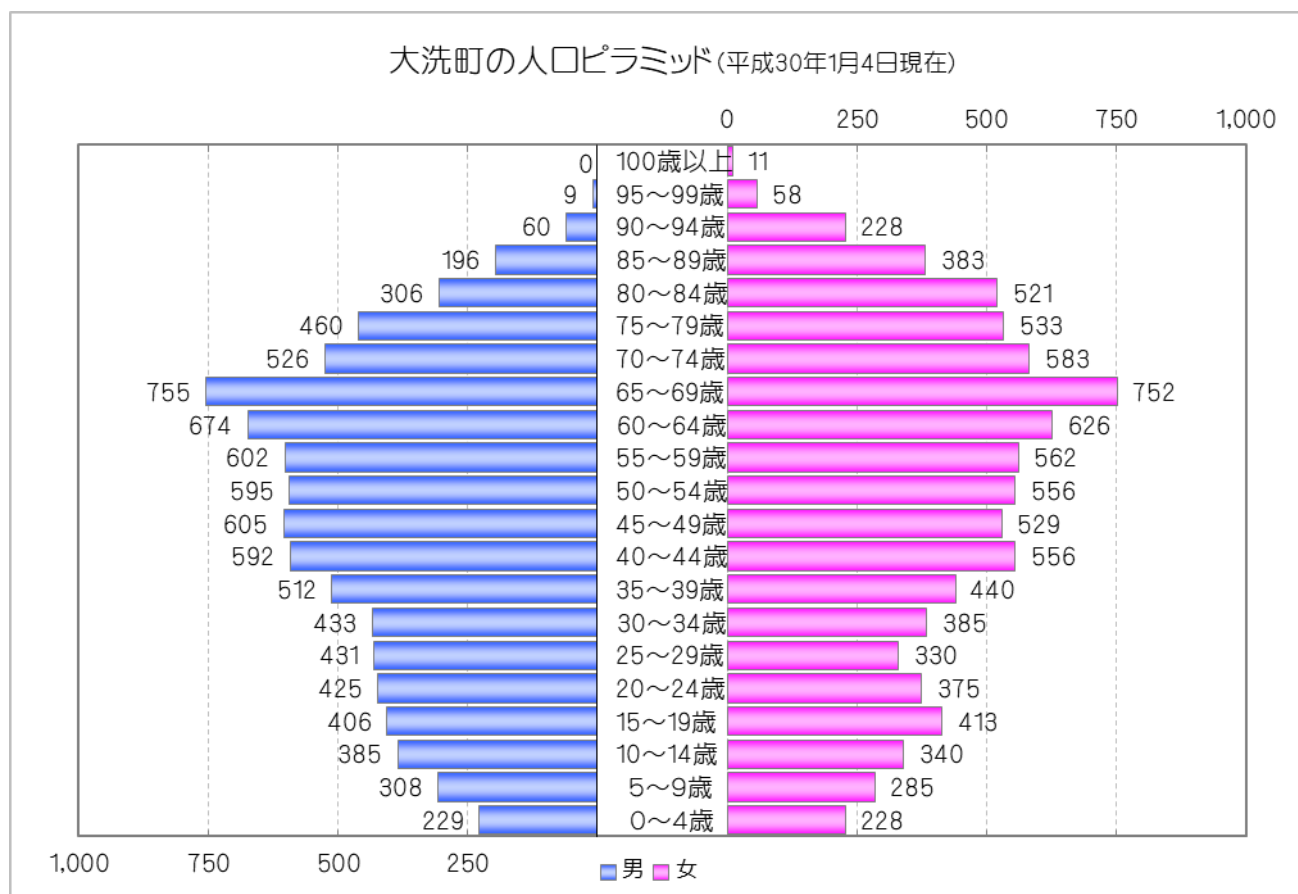
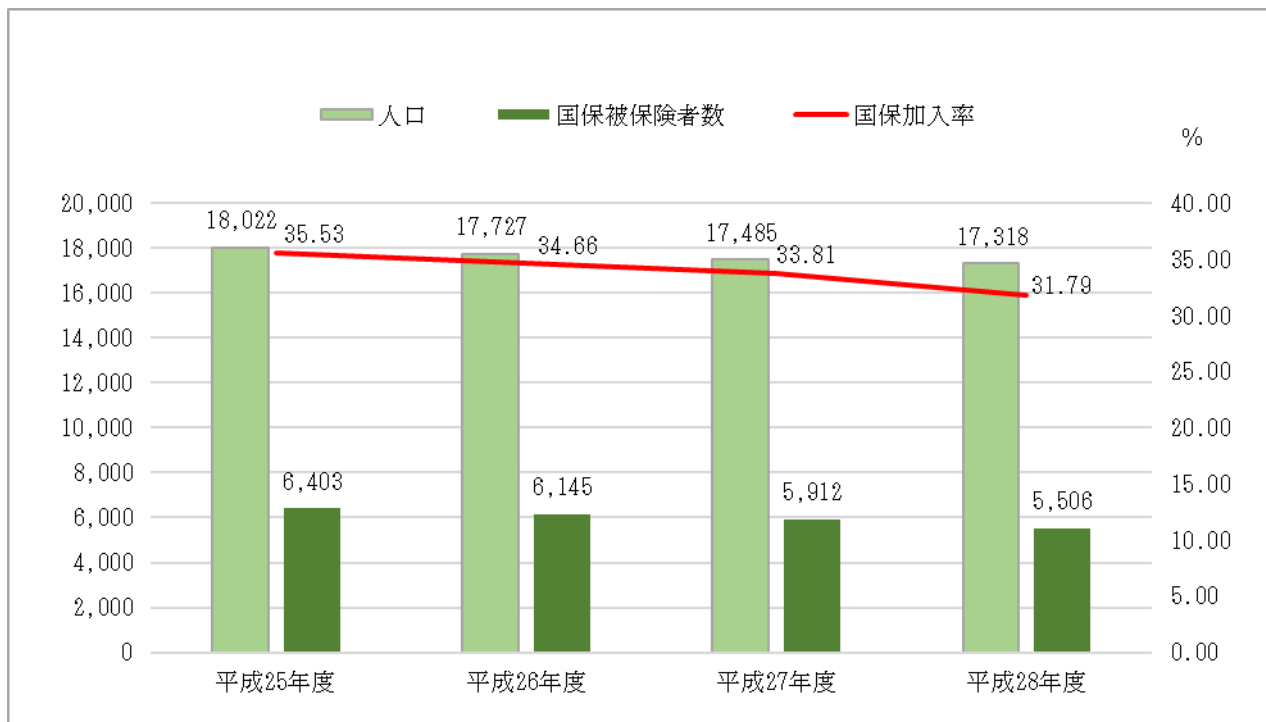


図4 国保被保険者数・国保加入率の推移



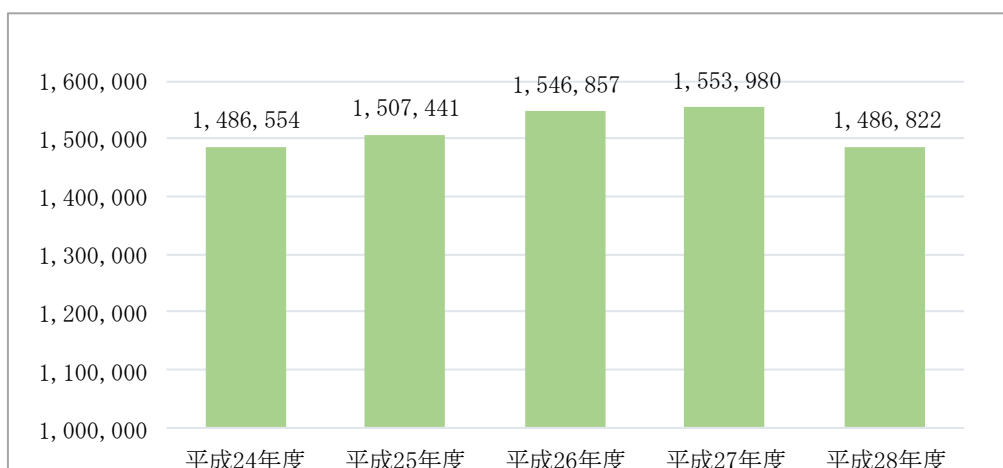
2. 保険給付費の推移

国民健康保険被保険者の保険給付費は平成 27 年度まで年々、少しずつ増加してきましたが、平成 28 年度には減少しました。

しかし、生活習慣病にかかる医療費が増え始める 60 歳代前後の人口は少なくないので、基本的には保険給付費は増えていくものと思われます。

図5 大洗町国民健康保険の保険給付費

単位：千円



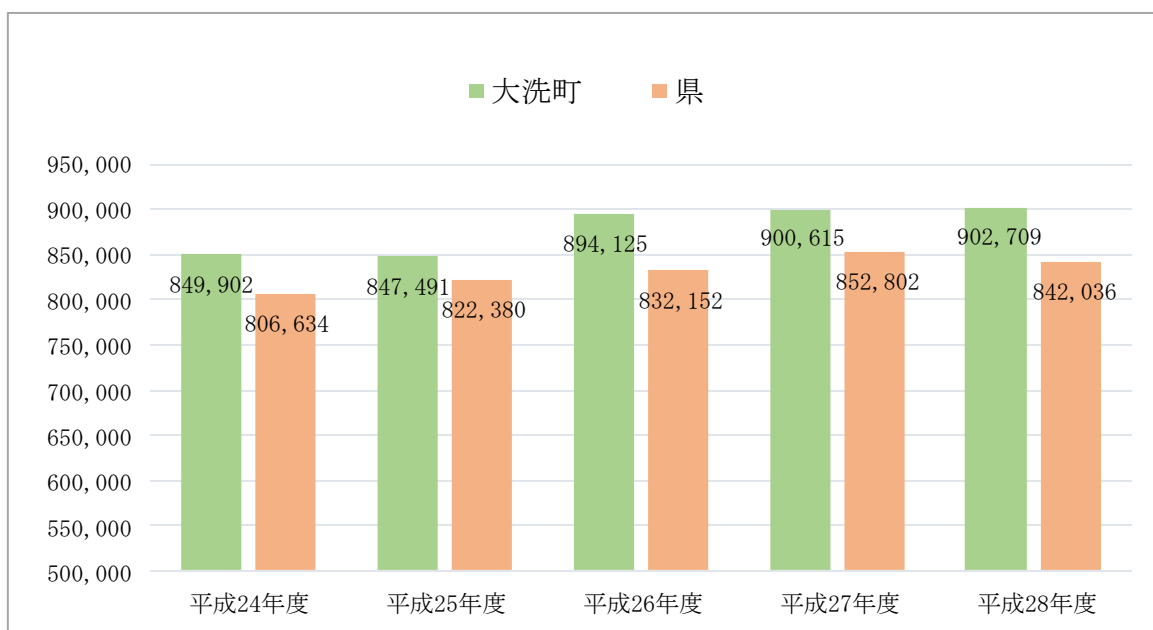
3. 後期高齢者 一人当たりの医療費

高齢化が進んでいる当町の後期高齢者の 1 人当たり医療費は、年々増えており、平成 28 年度は、24 年度と比較して 6.2% 増となっています。

また、平成 28 年度データでは、当町は県と比較すると 7.2% 高くなっています。

図6 1 人当たり後期高齢者医療費の推移

単位：円



資料 茨城県後期高齢者医療広域連合

第2章 特定健康診査の状況

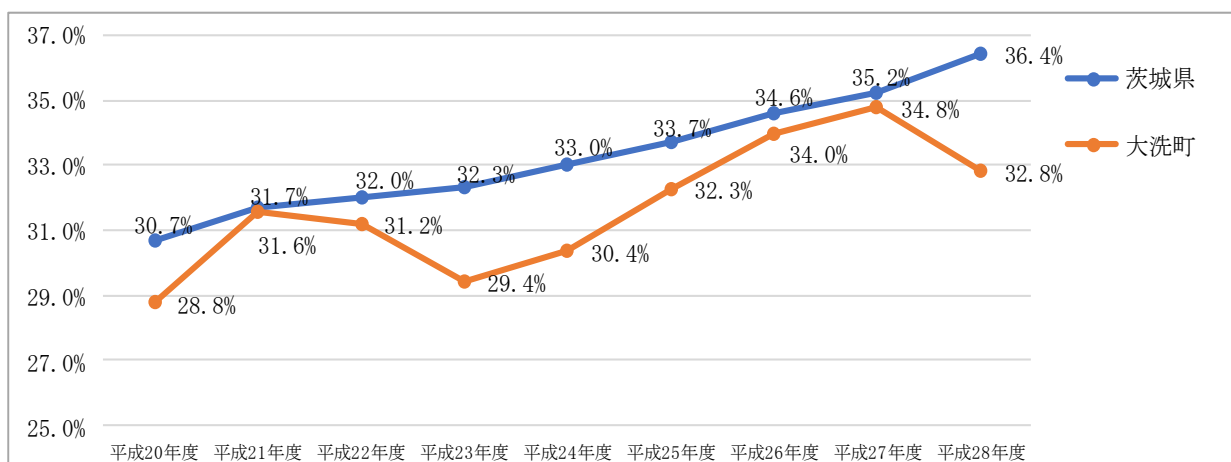
1. 受診率の推移

第1期、第2期を通じ、徐々に受診率は伸びていますが、茨城県平均を下回っています。

男女別では、女性の受診率は、男性より高いですが、特定健康診査が開始された平成20年度と平成27年度を比較すると5%の伸びとなっています。一方、男性の方は、8.4%伸びています。

第2期の特定健康診査の平成29年度最終目標は60%であるが、大きな乖離があり、目標達成は大変困難な状況にあります。

図7 特定健康診査受診率の推移（全体）

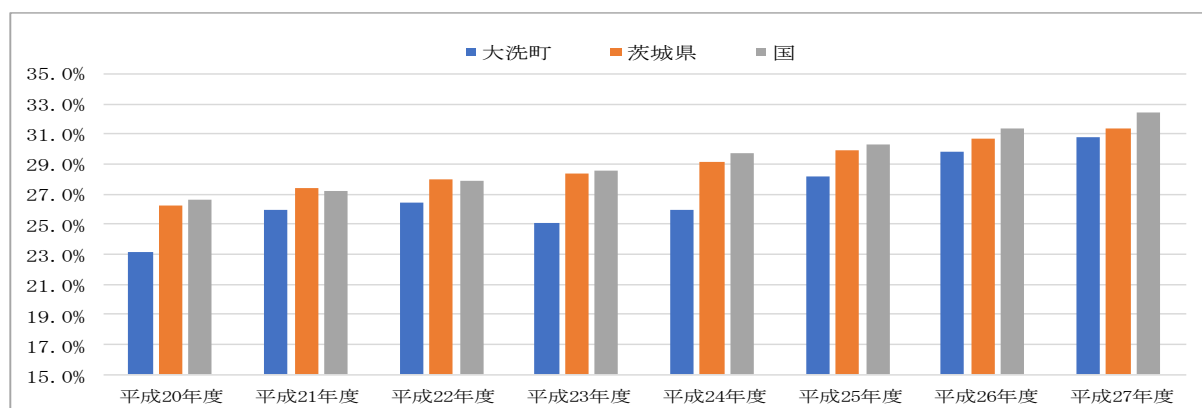


資料 茨城県国民健康保険団体連合会

表2 特定健診受診率の推移（男性）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
大洗町	23.1%	26.0%	26.4%	25.1%	25.9%	28.2%	29.9%	30.8%
茨城県	26.3%	27.4%	28.0%	28.4%	29.2%	29.9%	30.7%	31.4%
国	26.6%	27.2%	27.9%	28.6%	29.7%	30.3%	31.4%	32.4%

図8 特定健診受診率の推移（男性）

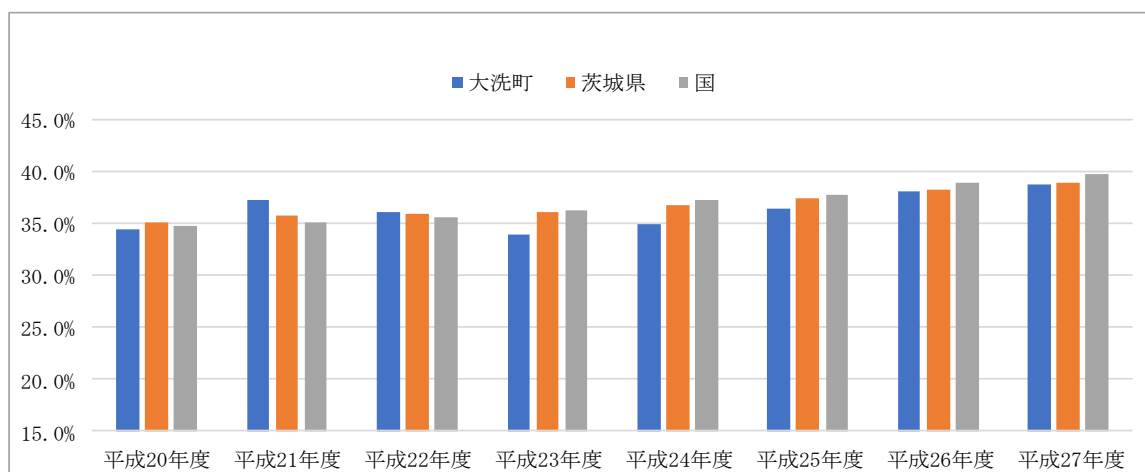


資料 茨城県国民健康保険団体連合会

表3 特定健診受診率の推移（女性）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
大洗町	34.5%	37.3%	36.1%	33.9%	34.9%	36.5%	38.2%	38.8%
茨城県	35.2%	35.9%	35.9%	36.1%	36.8%	37.4%	38.2%	38.9%
国	34.9%	35.2%	35.6%	36.3%	37.3%	37.8%	38.9%	39.8%

図9 特定健診受診率の推移（女性）



資料 茨城県国民健康保険団体連合会

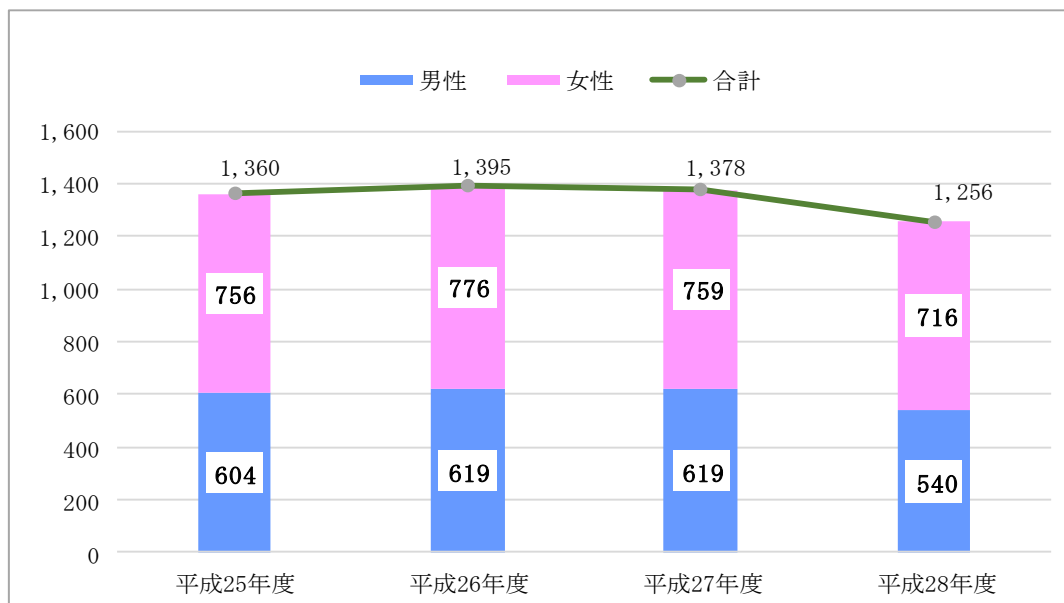
2. 健診体制や健診項目内容

	健診体制	健診場所	自己負担額	受診案内方法等	健診項目内容
平成25年度	・集団健診（がん検診と同時実施） ・個別健診	大洗町健康福祉センター	無料	・健診案内を全戸配布 ・対象者に受診券を個別送付 ・広報誌 ・無線放送 ・未受診者への個別通知	・基本項目 ・詳細項目 ・血清クレアチニン検査
平成26年度	・集団健診（がん検診と同時実施） ・個別健診	大洗町健康福祉センター	無料	・健診案内を全戸配布 ・対象者に受診券を個別送付 ・広報誌 ・無線放送 ・未受診者への個別通知	・基本項目 ・詳細項目 ・血清クレアチニン検査 ・尿酸検査
平成27年度	・集団健診（がん検診と同時実施） ・個別健診	大洗町健康福祉センター	無料	・健診案内を全戸配布 ・対象者に受診券を個別送付 ・広報誌 ・無線放送 ・未受診者への個別通知	・基本項目 ・詳細項目 ・血清クレアチニン検査 ・尿酸検査
平成28年度	・集団健診（がん検診と同時実施） ・個別健診	大洗町健康福祉センター	無料	・健診案内を全戸配布 ・対象者に受診券を個別送付 ・広報誌 ・無線放送 ・未受診者への個別通知	・基本項目 ・詳細項目 ・血清クレアチニン検査 ・尿酸検査
平成29年度	・集団健診（がん検診と同時実施） ・個別健診	大洗町健康福祉センター	無料	・健診案内を全戸配布 ・対象者に受診券を個別送付 ・広報誌 ・無線放送 ・未受診者への個別通知	・基本項目 ・詳細項目 ・血清クレアチニン検査 ・尿酸検査

3. 集団健診・医療機関健診受診者数の推移

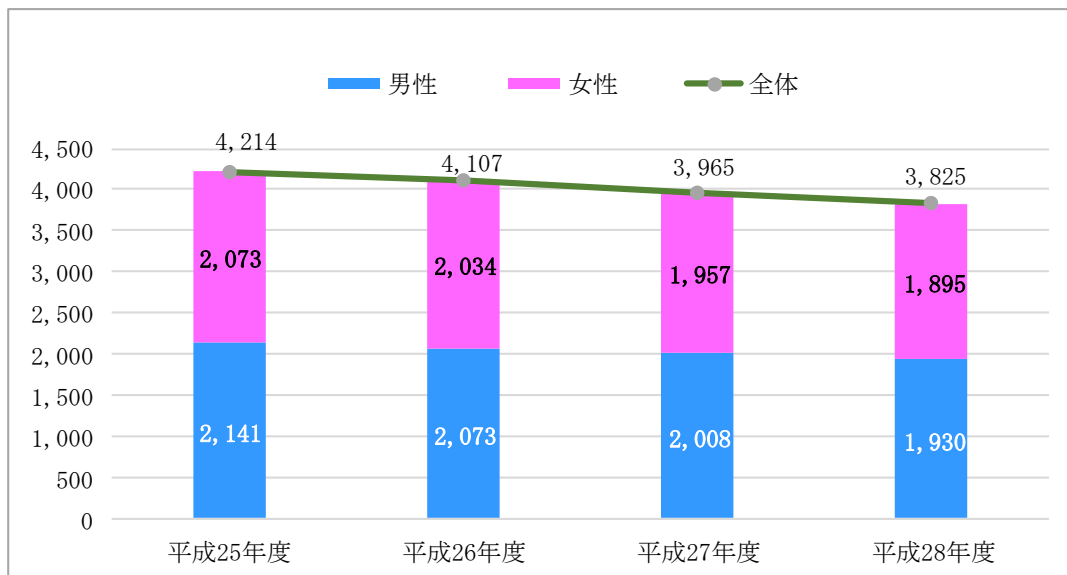
特定健診の受診率は、伸び続けていますが、健診受診対象者の減少により、健診受診者数は、健診対象者数の減少に伴い、平成26年度をピークに減少傾向にあります。

図10 特定健康診査受診者数の推移



資料 茨城県国民健康保険団体連合会

特定健康診査対象者数の推移



第3章 特定保健指導の状況

1. 特定保健指導の実施率

特定保健指導の利用率は、下表のとおり平成27年度まで低迷していたが、平成28年度より外部委託を進めた結果、今後については、伸びてくるものと思われます。

特定保健指導の実施効果と思われる「対象者の減少率」は、平成25年度と平成27年度を比較すると大きく伸びています。

特定保健指導の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
特定保健指導対象者数	267	276	265	220	216	240	233	222	205
特定保健指導利用者数	38	40	28	19	25	29	38	24	59
利用率	14.2%	14.5%	10.6%	8.6%	11.6%	12.1%	16.3%	10.8%	28.8%
利用率県内順位	31	35	37	43	41	43	38	43	35
特定保健指導終了者数	30	31	13	17	20	11	35	26	42
終了率	11.2%	11.2%	4.9%	7.7%	9.3%	4.6%	15.0%	11.7%	20.5%
終了率県内順位	28	37	45	44	42	46	37	38	37

資料 茨城県国民健康保険団体連合会

特定保健指導の効果（対象者減少率）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
評価対象者数	1,360	1,395	1,378
内臓脂肪症候群該当者割合	18.6%	19.3%	19.3%
特定保健指導対象者の減少率	11.6%	15.6%	13.1%
特定保健指導による対象者減少率	8.0%	21.4%	24.2%

資料 茨城県国民健康保険団体連合会

2. 保健指導体制・プログラム内容

	保健指導体制	保健指導場所	案内方法等	プログラム内容
平成25年度	個別指導	大洗町健康福祉センター	個別通知	初回指導後、電話・面接
平成26年度	個別指導	大洗町健康福祉センター	個別通知	初回指導後、電話・面接
平成27年度	個別指導	大洗町健康福祉センター	個別通知	初回指導後、電話・面接
平成28年度	個別指導（積極的支援～委託）	大洗町健康福祉センター 対象者自宅	個別通知 訪問	初回指導後、電話・面接 ＊積極的支援～初回面接後、 電話支援
平成29年度	個別指導（積極的支援～委託）	大洗町健康福祉センター 対象者自宅	個別通知 訪問	初回指導後、電話・面接 ＊積極的支援～初回面接後、 電話支援

第4章 特定健康診査・特定保健指導の実施

1. 特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方

(1) 特定健康診査の基本的な考え方

高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇しており、不適切な食生活や運動不足等不健康な生活習慣がやがて、生活習慣病の発症を招きます。このため生活習慣の改善により生活習慣病の予防対策を進め、発症を抑え、入院患者を減らすことができ、医療費の伸びの抑制を実現することが可能となります。

(2) 特定保健指導の基本的な考え方

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して、行動変容と自己管理を行なうとともに健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするものです。

2. 達成目標

本計画を実施することにより、平成35年度の特定健康診査受診率60%、特定保健指導実施率60%、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率25%を目標値に設定します。この目標を達成するために、各年度の目標値を以下のように設定します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
特定健康診査受診率	35%	40%	45%	50%	55%	60%
特定保健指導実施率	30%	36%	42%	48%	54%	60%

3. 特定健康診査等の対象者数（推計）

平成30年度から平成35年度までの特定健康診査・特定保健指導の対象者数を以下のように推計しました。

(1) 特定健康診査受診者数

特定健康診査の実施予定者数は、特定健診対象者数に特定健康診査の目標受診率を乗じて算出しました。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
健診対象者	3,786	3,766	3,746	3,726	3,706	3,686
健診受診者数	1,325	1,506	1,686	1,863	2,038	2,212
健診受診率(%)	35	40	45	50	55	60

(2) 特定保健指導実施者数

特定保健指導対象者数は、平成 24 年度～平成 28 年度の特定健康診査受診者数に対する特定保健指導対象者数の割合の平均値を算出し、その平均値を各年の特定健康診査実施者数（目標値）に乘じる事により求めました。特定保健指導実施者数は、町の目標実施率を乗じて推計しました。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
保健指導対象者	221	252	282	311	340	369
保健指導実施者数	66	91	118	149	184	222
保健指導実施率(%)	30	36	42	48	54	60

4. 特定健康診査の実施方法

(1) 実施場所

集団健診：大洗町健康福祉センター

個別健診：茨城県国民健康保険団体連合会と茨城県医師会との集合契約に記載された医療機関

(2) 実施項目

・基本的な健診の項目

質問項目、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲（内臓脂肪面積）、理学的検査、血圧測定、血液化学検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）、肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）、血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c 検査）、尿検査（尿糖、尿蛋白）

・医師が必要と判断した場合に受ける詳細な健診

血清クレアチニン検査、心電図検査、眼底検査、貧血検査（赤血球数、血色素量ヘモグロビン値、ヘマトクリット値）のうち、医師が必要と判断したものを選択。

・大洗町の追加検査項目

尿酸検査

(3) 実施時期

集団健診：5月～翌年2月までの期間に日時を定めて実施

個別健診：県医師会との集合契約の内容に基づき実施

(4) 外部委託等

集団健診：健診会場に健診車が巡回する方式で実施する集団健診は健診機関に委託し実施します。

個別健診：茨城県国民健康保険団体連合会と茨城県医師会との集合契約に基づき実施します。

(5) 外部委託・契約形態の基本的な考え方

利用者の利便性に考慮した健診（例えば、土日、祝日に行なう）の実施など対象者のニーズを踏まえた対応をし、健診の受診率向上を図ります。

また、質の低下に繋がることのないよう、健診の質を確保することが不可欠です。

個人情報については、その性格と重要性を十分認識し、適切に取り扱わなければならない、特に、医療分野は、個人情報の性質や利用方法等から、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要があるため、委託先の事業者は、個人情報を適切に取り扱うよう留意します。

(6) 周知及び案内方法

周知については、広報誌（おおあらい）等や個別の封書、回覧等などで周知をしていきます。
対象者に特定健診の案内と受診券を送付します。

(7) 受診率向上対策

- 受診券を対象者全員、個別に送付します。
- 未受診者に対する、受診勧奨通知を送付します。
- 広報誌や無線放送などを利用し、健診に関する案内を行います。

5. 特定保健指導の実施方法

(1) 特定保健指導の対象者の抽出方法

特定健康診査の結果により階層化し、特定保健指導対象者を選定します。対象者選定は、内臓脂肪の蓄積（腹囲、BMI）に着目し、生活習慣病のリスク要因（血糖、血圧、脂質など）の数により階層化を行います。なお、質問票により糖尿病、高血圧症又は脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している人は、特定保健指導の対象外となります。

特定保健指導対象者の階層化

腹囲	追加リスク	④喫煙歴	対象	
	①血糖 ②血圧 ③脂質		40-64歳	65-74歳
$\geq 85\text{cm}$ (男性) $\geq 90\text{cm}$ (女性)	2 つ以上該当 積極的		積極的支援	動機付け支援
	1 つ該当	あり なし		
上記以外で $\text{BMI} \geq 25$	3 つ該当 積極的		積極的支援	動機付け支援
	2 つ以上該当 積極的	あり なし		
	1 つ該当			

(2) 実施場所

大洗町健康福祉センター

(3) 実施方法

積極的支援：外部の専門業者に委託し、実施します。

動機づけ支援：大洗町の直営とし衛生部門に所属する保健師等で実施します。

(4) 実施時期

健診受診者への健診結果通知後の 6 月から翌年 3 月まで実施します。

(5) 実施内容

① 「情報提供」対象者への指導

健診結果から自らの身体状況を認識し生活習慣を見直すきっかけとなるよう個人の生活習慣やその改善に関する情報を提供します。

② 「動機づけ支援」対象者への指導（直営）

自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取組を継続的に行なうことができるよう医師、保健師、管理栄養士等の専門的知識及び技術を有すると認められる者が生活習慣の改善のための取組に係る動機づけに関する支援を行ないます。

③ 「積極的支援」対象者への指導

自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取組を継続的に行なうことができるようになることを目的とし、医師、保健師、管理栄養士等の専門的知識及び技術を有する者が生活習慣の改善のための対象者による主体的な取組に資する働きかけを相当な期間継続して行ないます。

(6) 周知及び案内方法

広報誌（おおあらい）等を利用し周知し、対象者には特定保健指導の案内を送付します。

(7) 特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法

特定保健指導は、原則としてすべての対象者に実施します。ただし当初の予定を大きく超えた場合は、予防効果が多く期待できる層を優先的に実施するという観点から、以下の基準に基づき対象者の選定を行います。

○年齢が比較的若い対象者

○前年度、積極的支援及び動機づけ支援の対象者であったにもかかわらず保健指導を受けなかった者

第5章 その他

1. 個人情報の保護対策について

特定健診や特定保健指導の記録の取扱いに当たり、保険者は個人情報保護の観点から適切な対応を行なうことが重要です。

【ガイドラインの遵守】

- 保険者における個人情報の取り扱いに関しては、個人情報保護法に基づくガイドラインが定められている。
- 保険者は、このガイドラインにおける役員・職員の義務（データの正確性の確保、漏洩防止措置、従業員の監督、委託先の監督）について再度周知を図る。
- 特定健診・保健指導を外部に委託する際には、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を管理していく。

【守秘義務規定】 保険者

健康保険法第百九十九条の二及び第二百七条の二

- 特定健診・保健指導の実施に際して知り得た個人の秘密を、保険者の役職員又はこれらの職にあった者が、正当な理由無く、漏らした場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。
- なお、特定健診・特定保健指導の実施の委託を受けた者についても保険者の役職員等と同様の守秘義務が課せられ、違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

【守秘義務規定】 特定健診等の実施の委託を受けた者

高齢者の医療の確保に関する法律

- 第三十条 第二十八条の規定により保険者から特定健康診査等の実施の委託を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの者であった者は、その実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。
- 第百六十七条 第三十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

2. 特定健康診査等のデータの保管方法、代行機関について

医療保険者は、蓄積された健診データを使用することにより効果的・効率的な健診・保健指導を実施することが可能となります。また生涯を通じた自己の健康管理の観点から、継続的な健診データが必要です。このため、できる限り長時間、健診データを保存し参照できるようにします。

- (1) 特定健康診査等に関する結果データについては、国の定める電子的標準様式により、契約健診機関から茨城県国民健康保険団体連合会を経由して大洗町へ提出します。
結果データの保管年数は、原則として5年とします。

- (2) 40歳から74歳までの被保険者・被扶養者が加入者となっている限りは当該医療保険者が保存します。
- (3) 被保険者が希望する場合には、40歳以降の全データを次の医療保険者へ引き継ぐ必要があります。
- (4) 労働安全衛生法に基づく事業主健診等を受診した者の健診結果については、本人又は事業主の了解のもと提供を依頼します。

3. 特定健康診査等実施計画の公表・周知方法

高齢者の医療の確保に関する法律第19条3により「保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。」となっていることから、策定した計画を、広報誌、ホームページ等へ掲載し公表する。また、今回の制度改革の普及啓発や、特定健診・特定保健指導を積極的に受けることもPRします。

4. 実施計画の評価及び見直し

評価結果（進捗・達成状況等）や、その後の状況変化等に基づく計画の見直しをしながら国保運営協議会においても検討し、見直しを行います。

5. その他

(1) 特定健康診査の実施の**対象外**となる者

- ① 妊産婦
- ② 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者
- ③ 国内に住所を有しない者
- ④ 船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶内にいる者
- ⑤ 病院又は診療所（以下「病院等」という。）に入院し、当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる者
- ⑥ 高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設に入所又は入居している者

(2) 被扶養者に対する特定健診・特定保健指導について

被用者保険の被扶養者については、地域住民としてその便宜を考慮し、従来と同様、できるだけ身近なところで特定健診・特定保健指導が受けられるようにする必要があるが、市町村国保が他の保険者にかかる被扶養者の特定健診等を実施することは、一般的ではないと考えられるので、行なう場合は契約により実施することができます。

第3期大洗町特定健康診査等実施計画

《平成30年度（2018年度）～平成35年度（2023年度）》

発行 茨城県 大洗町 平成30年3月

編集 大洗町 住民課 国民健康保険係
住所 〒311-1392
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275
電話 029-267-5111
F a x 029-266-0439